（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部改正）

第三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第一（第４条第１項関係）	別記様式第一（第４条第１項関係）
独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書	独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
年　月　日	年　月　日
（独立行政法人等）　殿	（独立行政法人等）　殿
郵便番号 （ふりがな） 住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すると。） （ふりがな） 氏　名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 連　絡　先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）	郵便番号 （ふりがな） 住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。） （ふりがな） 氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）印 連　絡　先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の５第１項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の５第１項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。
１．個人情報ファイルの名称	１．個人情報ファイルの名称
２．独立行政法人等非識別加工情報の本人の数	２．独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
３．加工の方法を特定するに足りる事項	３．加工の方法を特定するに足りる事項
４．独立行政法人等非識別加工情報の利用 （１）利用の目的 （２）利用の方法	４．独立行政法人等非識別加工情報の利用 （１）利用の目的 （２）利用の方法